

熊本県監査委員公告第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、令和3年（2021年）10月27日から令和4年（2022年）2月2日までの間に実施した財政援助団体等の監査の結果に基づき講じた措置について、熊本県知事及び熊本県教育長から通知があったので、次のとおり公表する。

令和4年（2022年）8月4日

熊本県監査委員 藤井 一 恵  
 同 竹 中 潮  
 同 高 木 健 次  
 同 増 永 慎一郎

監査対象団体 (所管課)	監 査 の 結 果	措 置 状 況 等
学校法人有明学園 (私学振興課)	<p>(授業料等減免に伴う還付について)</p> <p>授業料等減免補助金の対象である生徒等に対し、徴収していた入学金の減免相当額を還付していない。</p> <p>減免対象の生徒等の負担軽減を図ることを目的とした補助金の趣旨に沿うようチェック体制を強化したうえで、迅速かつ確実に還付を行うとともに、実績報告書提出の際に減免したことが分かる証拠書類(会計帳簿の写し等)を添付させた上で実績を確認する等補助金交付要項に基づき、適正に処理するよう指導すること。</p>	<p>御指摘を受け、学校法人で至急手続を行い、生徒等への還付は既に完了している。</p> <p>今年度以降については、学校法人への通知・事務手引等で適正な事務処理について周知するとともに、実績報告時等に生徒等への還付漏れがないか再度確認する。</p> <p>また、例年実施している補助金等実態調査等の機会を捉え、還付状況の確認等、必要な指導を行っていくこととする。</p>
学校法人菊池女子学園 (私学振興課)	<p>(諸手当の取扱いについて)</p> <p>諸手当の取扱いについて、次の課題がある。</p> <p>(1) 諸手当規程の定めと異なる額を支給しているもの、手当の支給根拠となる書類を徴取せずに支給しているものが、複数ある。</p> <p>(2) 諸手当規程に定めのない手当を支給しているものが複数ある。</p> <p>規定と実態にかい離が生じないように、必要な規定の整備を行うとともに、規定に基づき適正な事務処理を行うよう指導すること。</p>	<p>御指摘を受け、学校法人に対し諸手当支給に係る根拠規定の明確化と、根拠書類の確実な徴取を指導した。</p> <p>法人としても問題点は認識しており、既に規程の改正に向けた専門家への相談や新規規程案の作成等に着手している。</p> <p>今後開催される臨時理事会を経て規程の整備が完了する予定であるため、引き続き定期的に状況の確認と必要な指導を行っていくこととする。</p>

監査対象団体 (所管課)	監 査 の 結 果	措 置 状 況 等
熊本県スポーツ振興事業団・ミズノグループ (体育保健課)	<p>(利用料金の着服について)</p> <p>施設利用の受付事務を担当する職員が、利用者から徴収した利用料金を着服する事案が発生している。利用料金は県有施設の維持管理に充当されるものであり、その取扱いには大きな責任と信頼が求められることを踏まえ、再発防止策の徹底や不正防止に向けた取組を継続するよう指導すること。</p>	<p>不適切事案発生時の報告及び防止の徹底について、令和3年(2021年)3月12日付け教体第1121号で通知を発出し、利用料金徴収にあたって、複数人でのチェック体制の確立や経理事務に関する研修を行うなどの未然の防止策を徹底し、綱紀粛正及び役員を含めた職員の意識向上に努めるよう、指導を行った。</p> <p>今後も引き続き熊本県民総合運動公園の管理運営に関する協定書に基づく各種報告書の点検や実地調査等のモニタリングを通じて不正防止に向けた指導監督を行う。</p>

〈参考〉

「指摘事項」とは、以下のような事柄に該当し、改善が必要とされる課題である。

- (1) 条例、法令、規則、通知、通達違反で事務執行不適正となっているもの
- (2) 未収金解消対策が的確に講じられていないもの
- (3) 予算の執行、財産管理等において、適正を欠くもの
- (4) 故意・重大な過失に起因する不経済や損害を生じさせたもの
- (5) 経済性、有効性、効率性が著しく低いもの
- (6) 事務・事業の執行に是正・改善が必要であると認められるもの
- (7) 前年度監査において注意事項とされていた事項で是正又は改善がされていないもの